

中世日本の水と神社祭祀

著者	川端 泰幸
雑誌名	文化交渉による変容の諸相
ページ	99-122
発行年	2010-03-31
その他のタイトル	Water and Shinto Shrine Festivity of Japan in the Medieval Period
URL	http://hdl.handle.net/10112/3350

中世日本の水と神社祭祀

川 端 泰 幸

Water and Shinto Shrine Festivity of Japan in the Medieval Period

KAWABATA Yasuyuki

In the Medieval Period of Japan, it was a local god that played the role in bonding people's spirits, and it was a Shinto shrine where the local god was enshrined.

This holy space of Shinto shrine was an important place where the wills of the community were confirmed, and various rules of the regional society were decided. The annual events were held in each season, especially those large-scale ones became an important festivals for people in the region. It can be said that such a relation forms the bases of modern festivals and the connection of regional society.

Moreover, we can find out a lot of cases that the Shinto shrine festivity and water are closely related. It is thought that the occupation such as farming or fishery exists in the background of such cases. This is the most important part to think about the existence of Shinto shrine.

The very close relationship with people's life gave birth to the rites, such as Shinto shrine and various festivities. Though absorbing various cultures of East Asia, it is given its own identity, which formed the soil of Japanese culture.

The aim of this report is to discuss the relationship between Shinto shrine and people. Especially, I want to clarify the roles and meanings of water in the festivities of the Shinto shrine, and how it is related to people's occupations.

キーワード：用水、村落、祭祀、地域社会

はじめに

近年、日本＝列島社会におけるムラ（村落）の研究は、従来の構造論や機能論を土台として、村落に生きた人びととカミとの精神的な関係をも視野に入れた検討がなされるようになってきている。こうした視座は、中世の農村に生きた人びとの心性に接近するとともに、国家神道的なイデオロギーのヴェールを通じたカミ理解を相対化する可能性をもつもの¹⁾であるといえよう。

戦前・戦中の厳しい研究状況の中であって、日本中世におけるムラとカミの関係について踏み入った清水三男の仕事で提起された問題が、終戦から60年以上過ぎた今の段階になってようやく研究対象として正面にすえることができるようになったのである。国家による神を媒介とした支配と民衆世界における信仰の対象としてのカミの二つを実態的にとらえることが可能となったともいえよう²⁾。カミと民衆との関係を政治的なイデオロギーの束縛から離れた地点において明らかにすることは、中世の支配体系を形づくった側が、人びとを支配する正当性をいかにして掌握したかを解く鍵にもなると考える³⁾。

8世紀『日本書紀』⁴⁾の編纂段階から、列島社会各地の有名な神々に対して国家が位階を授けるようになる。その後全国規模でとくに大きな画期となったのは、10世紀前半の延長5年（927）に編纂された法「延喜式」に載せられた「神名帳（じんみょうちょう）」の成立である。これは列島社会各

-
- 1) 大山喬平「村の神さま―山野河海理解における戸田的と網野的―」（『佛教史學研究』49巻1号、2006年）、同「ムラを忘れた歴史学―ムラは閉ざされていたか―」（『歴史評論』703号、2008年）、同「ムラを忘れた歴史学―敷きます神の中世的形態―」（『歴史評論』709号、2009年）など。
 - 2) 清水三男『日本中世の村落』（日本評論社、1942年）。
 - 3) 古代における祭祀に関しては、三宅和朗『古代の王権祭祀と自然』（吉川弘文館、2008年）、同『古代の神社と祭り』（吉川弘文館、2001年）など。
 - 4) 『日本書紀』は、日本最初の国史書。

国に散在していた名のあるカミに序列をつけて、官位を受けることによって国家レベルで編成した⁵⁾ものである。さらに中世には京都の王城を守護する神々である二十二社（にじゅうにしゃ）と、各国の最も上位に位置する神社の一宮（いちのみや）が成立するようになり⁶⁾、国家による神々の編成・掌握の範囲は広がっていった。

では、こうした国家的な編成が専制強化の一環であったとして、カミや神事存在についてはどう考えるべきであろうか。国家の掌握を受けたにせよ授階・編成以前から地域社会に存在していた神々については、単なる精神的な支配装置であると考えすることは適切ではないだろう。たとえば天皇即位儀礼の大嘗祭（だいじょうさい）は、一代一度の最大の儀式であるが、その儀式の根幹は新穀（しんこく）をカミに捧げ、同じ新穀を天皇自身も食する行為にある。政治的には代替りに際しての天皇・臣下間の支配一従属関係を確認するという目的があったにせよ⁷⁾、新穀や海産物、農産物などを捧げる行為の根本には農耕儀礼の典型とも言える姿が見える⁸⁾。支配一被支配関係を成り立たせる儀礼やイデオロギーが、なぜ素朴ともいえる農耕儀礼を基盤にしているのかという問題は重要である。

また、日本中世におけるカミにはさまざま階層があったことにも注意しておかねばならない。それは階層性という視点から見れば、大きくわけて

-
- 5) 小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」（『史学雑誌』103巻3号、1994年）。
 - 6) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、2002年）。一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上』『中世一宮制の歴史的展開 下』（岩田書院、2005年）。井上寛司『中世国家と諸国一宮制』（岩田書院、2009年）。
 - 7) 榎村寛之は、大嘗祭が「律令天皇制の専制的本質を象徴する儀礼」であったことを明らかにしており、しかもそれが8世紀段階で発展したものであるとする。歴史的段階において、そういう支配の方向が固まっていくとの指摘は非常に重要である。榎村寛之「大嘗祭の宴と饗の特質について」（岡田精司編『祭祀と国家の歴史学』塙書房、2001年）。
 - 8) 折口信夫「大嘗祭の本義」（『折口信夫全集』3、中央公論社、1995年）。この論文は、昭和3年（1928）の講演をもとにしたものである。

以下のようになる⁹⁾。

- 1) 国家の神：伊勢神宮に代表されるような神。
- 2) 国・郡の神：中世国郡制度の国＝現在の県規模の神。
- 3) 荘園の神：荘園領主が勧請（かんじょう）＝設置した神。
- 4) ムラの神：ムラの中で信仰される神々。

これは、階層的な序列であると共に、列島社会の空間的広がり重なっている。いずれにせよ、中世の列島社会には国家レベルから村落レベルにいたるまで、名のあるカミ、名もないカミが多様に存在していた。しかしその階層の高下や規模の大小は別として、その大多数が、稲作・農耕を中心とする列島社会において、水と不可分な存在であったと言える¹⁰⁾。神を祀る社（やしろ）である神社の立地などの景観や年中行事から、とくに日本中世における神の性格を見ていきたい。その作業を通じて、列島社会における水に関わる信仰の特質も見えてくるものと想定される。

一 神と用水

まずは、農耕に不可欠な水＝用水と神との関係について検討していきたい。用水は日常的に必要なものであり、用水利用の中でどのようなカミが想像（あるいは創造）され、信仰を生成していったのか。そしてそれは人びとの日常生活においてどのような役割を担ったのかを考えたい。

9) 階層性という点からは、こうした序列化が可能であるが、また信仰する側に視点を移せば、国家の神、地域の神、生業の神、氏（氏族）の神などといった分類も可能であろう。

10) もちろん農業だけが生業であったわけではなく、網野善彦が指摘したような職能民（非農業民）の生業に関わる神々も存在したと考えられるが、ひとまず、ここでは列島社会の大部分の人びとが携わった生業である農業を中心に検討を行う。網野善彦『日本中世の非農業民と天皇』（岩波書店、1984年）。

1 用水と神社の景観

用水と神社の関係は比較的多く空間的・可視的に確認することができる。ここでいくつかの事例をあげよう。

- (1) 上賀茂（かみがも）神社・下鴨（しもがも）神社 ……山城国愛宕郡（やましろうのくにおたぎぐん）の神を祭る。遷都した平安時代以降、賀茂祭は国家祭祀としての性格を帯びようになる。カモ川の屈曲地点や、合流点に立地【図1】。上賀茂は、御手洗川（みたらしがわ）と御物忌川（おもいがわ）が境内をめぐる【図2】、下鴨は御手洗川（みたらしがわ）が境内をめぐる。
- (2) 松尾大社 ……葛野郡（かどのぐん）の神。京都市西部の田畠を潤す灌漑用水、桂川用水の取水口葛野大堰（かどののおおい）のすぐ近くに位置し、神社境内を用水が巡る。渡来系氏族である秦氏による開発がなされた【図3】。
- (3) 宇佐神宮 ……九州、豊後国（ぶんごのくに）宇佐郡（現・大分県）の神。寄藻川（よりのがわ）の南側に位置し、この川を越えると神域（神聖なる空間）に入る【図4】。
- (4) 龍田大社 ……大和国平群郡（現・奈良県生駒郡三郷町）の神。大和川の北に位置する。龍田の「風祭」は農耕神事【図5】。
- (5) 日前国懸神宮（ひのくまくにかかすじんぐう） ……紀伊国（和歌山県）の一宮（最も地位の高い神社）。紀ノ川からの大規模用水である宮井（みやい・みやゆ）の分水嶺に位置する。この宮井用水は、紀ノ川左岸地域（和歌山市東南地域）を潤す大規模灌漑用水。この用水神。旧名を「名草溝口上下神」¹¹⁾という【図6】。*以下、この報告では通称にしたがって日前宮と略する。日前宮の神官でもある紀氏が古代以来開発を主導してきた¹²⁾。

11) 「長講金光明式」に「名草溝口上下神」と見える。

12) 大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、1978年）。

ここに挙げた事例は一部であるが、灌漑用水と神社が非常に近く、しかも灌漑の重要な地点に神社が位置していることが分かる。農業・生活用水とその用水を司る神との関係を明瞭に示す事例であるといえよう。勿論これ以外にも、山岳に祀られるカミもあれば、海などに祀られるカミもあるので、一概にこうした立地環境にあるとはいえないが、それでもカミは列島社会に生きた人びとの生業と密接に関わって存在していたということは間違いないと考えられる。

2 用水争いと神

ここまで、カミと生業の関係が深くつながっていたことをいくつかの事例から確認してきた。では農耕を司るカミと、農耕を生業とする人びとにとって不可欠な農業用水との関係から中世日本における水・カミ・人間3者の関わりを見ていきたい。用水の利用権をめぐる争いは前近代においては最も顕著に、また不可避免的に発生する事象である。日本の中世村落にあって用水をめぐる争い=用水相論は、地域間・集団間紛争のもっとも典型的なものである。とりわけ、旱魃の年などは、水を取水しやすい上流と、取水が困難である下流のムラとの間で争いが起こる。そのような中で、中世の人びとは単に権利の帰属をめぐる争うのではなく、権利の根源をカミに求める場合があった。こうした点に着目すると、中世の水とカミ・人間の関わりがより一層理解しやすくなると思われる。

ここでは、室町時代に紀伊国で起こった事件を紹介する。この争いは永享5年(1433)5月に日前宮・湯橋荘(ゆばしのしょう)¹³⁾・和佐荘(わさのしょう)の3者間で発生した用水利用の権利争いである【図7】。現在も紀ノ川左岸一帯(和歌山市東部地域)を潤す大動脈灌漑用水である宮井用水の最も上流に位置する和佐荘が、日前宮の管理する下流域への用水路か

13) 湯橋荘は、京都の石清水八幡宮が荘園領主となった荘園であり、用水に関しては日前宮が主導権をもつ宮井用水の灌漑地域である。

ら引水したという理由から一連の争いが起こった。

和佐莊を訴えたのは、和佐莊西隣の湯橋莊および宮井用水の支配者である日前宮であった。日前宮は先にも述べた通り、紀伊国の名あるカミとして国家的な掌握を受け、位階を受けたカミを祀る神社である。この事件は、湯橋莊および日前宮側から訴えがなされ、紀伊国の守護による裁判がなされたものの、それでは決着がつかず、京都まで訴えが持ち越されたようである。残念ながら事の顛末については史料がなく明らかにできないが、ここでは両者の主張が重要なので、その点を中心に検討を加えたい。

【史料1】日前宮神官等申状案（湯橋家文書）¹⁴⁾

紀伊国日前国懸両大神宮神官等謹言上

就当社井水和佐庄給人等致奸訴間申条々

右、当社井水者、不嫌他之神社仏寺権門勢家領内、随要用掘取事、垂跡以来社例也、爰和佐庄給人等致無理之奸訴条、太不可然、所詮彼莊之井溝各別仁在之、不混社家井処、依太営不員力、社家之井水江横仁可堀取由申条、言語道断濫吹也、然者、去年於守護代方仁対決、任社家利運、以使節渡付処、何当年令違乱哉、一事両様以外之所行也、

一 致社家之合力、取水在所者、湯橋八幡領・栗栖粉河領、彼庄百姓等致社家合力、井水取事先規也、於和佐莊者、別而有井溝、不混社家井水上者、不及合力之儀、何況不費力、横仁可奪取哉、依守護被官致押妨者也

(二条目 略)

一 両者と高大明神御相論之由訴申条、無其謂、彼明神者為当社之末社、各別在所也、更和佐莊給人等不可相綺処、掠申 御教書之条、希代猛悪也、於 公方様理非可有御礼明之由被仰出間、出帶彼井溝指図、古老之神人等数輩令在京、先規次第申披刻、今月十二日

14) 永享5年(1433)5月 日付 日前・国懸両大神宮神官等申状案(「湯橋家文書」『和歌山市史』第4巻、室町時代一149号)。

卯剋、自守護代方太神宮井溝切取之条、中間狼藉忽招神敵者哉、彼莊給人等致無理沙汰者也、社家理運明鏡上者、為向後龜鏡、被処罪科和佐庄給人等、自今已後全社用、弥奉致天下安全御寿命長遠懇祈、粗言上如件、

永享五年五月 日

史料1によると、日前宮の井水は他の神社・寺・権門勢家の領内であろうと関わりなく必要にしたがって掘り取ることが社例＝通例であったという。また、日前宮の主張では和佐莊と日前宮および湯橋莊が利用する用水溝と和佐莊の用水溝はそれぞれ別に存在していたとされている。ここで第1条目を見てみると、日前宮と協力して用水を利用している地域が書き上げられており、それが石清水八幡宮領莊園の湯橋莊と、粉河寺領莊園の栗栖莊であったことが分かる。このように領主の異なる莊園という単位を越えて合力体制を結ばせ、一つの地域を形成する機能が用水にはあったのである。

また、第3条目では、世俗的な用水利用権の問題にとどまらず、それぞれが祀るカミ同士の争いに問題が発展している。日前宮は和佐莊の鎮守である高大明神を「当社之末社」であるとして、カミの序列における優位性を強調しているのである。これが現実的な裁判の場で持ち出されていることは重要な意味をもつものと思われる。用水の利用権はカミによって保障されるものであり、用水を司るカミの優劣が裁判の場における判決に影響を与えているといえよう。裁判の場で弁論を交わすのは、当然人であり、この場合も地域の歴史に詳しい古老が数名京都に滞在し、井溝の指図をもって幕府に説明を行っている。しかしそれだけではなく、カミの序列をあえて明記する点に当該期の用水をめぐるカミ・人間関係の特質があるように思われる。

このような日前宮側の訴えに対し、和佐莊側が陳弁した史料も残されているので、そちらも検討したい。

【史料2】高大明神雑掌陳狀案（湯橋文書）¹⁵⁾

紀伊国高大明神雑掌等謹支言上

右、於当社井水者、垂跡以來取來云々、隨而和佐庄高大明神神田并給人等用水、是又井路開發以來為同前之處、始而去今兩年、号各別違乱以外之次第也、就中当宮本末之儀為井溝可為無益歟、雖然今神宮領葦原千町者、為当社手力雄尊、敷地鎮座之處、日前・国懸影向之刻、去進彼千町於兩宮、御遷座山東、其後又御遷坐和佐高山以來、自神宮被勤每年數ヶ度神事於当宮、曾自和佐村對神宮無社役、若可為本社歟、其外雜事多略之、

（以下略）

史料2では、高大明神と日前宮との序列についての由来が事書（冒頭）部分に記されている。これは先ほどの日前宮側の申状（訴状）におけるカミの序列に関する主張が和佐荘側にとって用水利用権の帰属を決定する重要な問題になると受け止められたことを意味していると思われる。

そもそも、日前宮の神官が訴えた相手は和佐荘にあって、実際に用水の利用を主導していた給人（守護方の武士）であったはずが、この陳状を記しているのは和佐荘のカミである高大明神の雑掌たちである。カミの序列問題に関しては、給人が日前宮側の主張に答えることができなかつたということになるだろう。用水という日常的・現実的な問題が、常にそれを司る、あるいは保護するカミの存在に権利の根源をゆだねなければならなかつたという日本中世農村の実相をよく示していて興味深い。

高大明神の雑掌たちは、はじめに日前宮が垂跡以來用水を利用してきたとする論点を逆手にとって、和佐荘高大明神の神田も給人らの用水も、開發以來ずっと使い続けてきたものであると反論し、井溝が別にあるとした点については、去年・今年になって日前宮側が突然言い出したことである

15) 永享5年（1435）6月 日付 高大明神雑掌申狀案（「湯橋家文書」『和歌山市史』第4巻、室町時代—151号）。

としている。またカミの序列について「井溝のためには無益たるべきか」と前置きしつつも、真っ向から反駁を加えていく。雑掌が述べるところでは、今の日前宮領千町は、もとは高大明神の祭神である手力雄尊（たちからおのみこと）が鎮座していた地であって、日前宮のカミがやってきたときにその千町を日前宮のカミに譲り渡し、手力雄尊は山東の地へと遷り、さらに現在の和佐荘高山に遷ったとしている。

そして、譲りを受けた日前宮がそれ以後毎年数度高大明神において神事を行っているが、それに対して未だかつて和佐村が費用負担などを行ったことなどなく、むしろ高大明神の方が本社であるとしている。

本来、訴訟書類の冒頭にある事書部分は、その訴えの骨子が記されるものである。そこにこのカミの序列が明示されているということは、あるいはこのカミの序列が現実の裁判を左右するだけの影響力をもっていたものと見ることも可能であろう。

この争いには二つの側面があった。一つは、用水の利用をめぐる日常的な問題、具体的な問題である。ここに関わる権利関係は、土地所有権・人身所有権といった世俗的なものである。和佐荘の給人らは、守護の給人であり、守護との関係においてその権利を保障され実行している。また日前宮は用水を媒介に、領主の異なる荘園の百姓らと地域的な結びつき、用益権を確保している。これが第一の側面である。それに対して、第二の側面は、カミに関わる問題である。和佐荘と日前宮の間でもっとも重要であったと思われるのは、用水権を保障するカミの序列であった。ここに持ち出されたのがカミの由来である。それは、カミが垂跡して以来、用水を開発し、その先例に従って用水利用を行ってきたとするもので、多分に神話的な要素を含んでいる。仮にこれを開発神話と名づけてみると、開発神話の正当性は、そのまま日常の用水利用権につながるものであることが分かる。この開発神話の戦いが第二の側面であった。

二 農業と水をめぐる祭り 日前宮年中行事

次に、中世日前宮の年中行事を応永6年（1399）にまとめた「太神宮神事記」¹⁶⁾（だいじんぐうしんじき）という史料をもとに、1年間の日前宮神事から水と農業に関わる行事をとりあげる。井原今朝男の研究によると、中世の神社では朝廷の儀礼つまり国家的儀礼と、地域の祭りの双方が折衷されて吸収されていったとされるが¹⁷⁾、そこでは、地域における祭りについて具体的な詳細なことが十分には分かっていないので、農業に関わる行事を取り上げ、水への信仰のあり方を見ていきたい。

1 1年のはじまりと神事

1年の始まりは、国家的な儀礼（吉書初や白馬節会など）から始まるが、それと同時に地域社会の農耕と密接に関わる行事も行われる。

まず1月10日、御酒水迎（みきみずむかえ）の神事が行われる。直海谷（なおみがたに）で水を取る。これは神事の都度神に捧げる酒＝御酒（みき）を作るための水であり、神聖なる水を採取する行事である。酒は、臭木（くさぎ）の灰を入れた黒酒（くろき）であった。

1月16日の「御鍬山御祭」（みくわやまのおんまつり）は、紀ノ川からの取水口に近く、さきほど取り上げた訴訟の中で登場した和佐莊高山に位置する高大明神へ日前宮の神官らが赴いて行われる祭りである。そこで様々な神事が行われた後、神官らは神木を持ち帰り、その神木で神事に使用する鍬をつくり、稲作の神である専女前（とうべのごぜん）に捧げる。

1月下旬には、堰祭（いまつり）が宮井用水の灌漑域に位置する湯橋莊鎮守の湯橋神社において執り行われる。この時、堰目代（いもくだい）と呼ばれる堰堤管理の責任者が湯橋神社から高宮（高大明神）のほうを向い

16) この史料は、伊藤信明「日前・国懸宮の応永六年神事記について」（『和歌山県立文書館紀要』第7号、2002年）に翻刻紹介されている。

17) 井原今朝男「中世の五節句と天皇制」（『歴史学研究』620号、1991年）。

て、祝詞（のりと）をあげる。その後、百姓たちが2～3人、堰溝（いみぞ）を掘る、この行事に参加するのは、用水管理の責任者である目代、田畠を実際に耕作する百姓、僧侶、神官、刀禰（ムラの有力者）¹⁸⁾、堰沙汰人（用水に関する事務等を行う者と想定される）ら、用水・農業に実際に関わる人びとと宗教者（神官・僧侶）である。

ここでとくに重要なのは、宮井用水上流域の神々へ祝詞（神へ捧げる言葉）を述べ、そこから農耕の根幹である用水の溝を掘り浚う行為に入るといふ儀式のあり方である。これは、用水の神に対する新年の挨拶から現実的な用水の整備へと入ることを示している。

また、先ほど、水争いの事例で見た和佐荘の高大明神が鎮座する高山が、日前宮にとって、鍬に成型する神木に降ろす（迎える）神のいる場所と象徴化され、観念されていたことも、自然に対する信仰のあり方として特徴的である。

2 苗作りから田植え

3月に入り、下旬には「御種子下」（みたねおろし）の祭りがある。粃1斗を神官たちが「神畔」（かみのくろ）と呼ばれる田に蒔く。田植えに向かうはじまりを告げる儀式である。この「神畔」は、農業に関する神事を行う聖なる空間であり、そこで行われる神事は用水を共有する人びとの農耕の営みを象徴的に表現したものである。

4月下旬には、「御田打祭」（みたうちのまつり）が行われる。田植に向けて、田の土を鋤き返す田打を神事化したものである。「御種子下」を行った神畔に神官らが赴き、そのなかにある田宮（田の神を祀った社）で、荷前（のさき）＝捧げ物（この時は、酒と黍（しとぎ）＝餅、いずれも米から生成されるもの）を神に献じ、祝詞を述べたのち、鍬を田に入れる所作

18) 刀禰の性格については、時代・地域によって差異があるが、それらについては錦昭江『刀禰と中世村落』（校倉書房、2002年）が詳しい。いずれにせよ、村落の生業運営に関わる有力者であったことは間違いない。

を行う¹⁹⁾。

5月になると、ようやく田植えの祭り「御田植御祭」（みたうえおんまつり）が行われる。これは酒・黍を神に捧げ、神畔で神官らがそれぞれ3本ずつ苗を手に取り、植える儀式である。

6月には五上申（さなぶりもうし）がある。この行事は日前宮の社内で行われる。供え物として瓜・胡瓜・桃李などが捧げられると共に、米や海の魚45尾、鮎300尾などが捧げられる。土でできるもの（農産物）と、河海でとれるもの（海産物）が一堂に捧げられ、それを膳にして、神官らが宴を行うものであった。「さなぶり」とは、田植えを終えた後、田の神を送る祭りのことをさし、列島社会各所で農耕儀礼として行われていたもの²⁰⁾である。日前宮における儀式もまた田植え後の祝祭であった。

3 収穫の祭り

7月11日、早稲の穂を取る「御穂取始」（みほとりはじめ）の儀式が行われる。その穂は、15日「津万牟幾御祭」（つまむきのおんまつり）で使用される。この祭りは神官らが、精進の膳を食した後、専女御前（とうべのごぜん）という神の前に、黍・瓜・茄子・豆・酒などを捧げ、祝詞を述べたのち、神官が11日にとった稲穂を焼き、同じく専女神に捧げる儀式で、収穫に向けての予祝祭と考えられる。

8月に入ると中旬に「田宮土祭」（たのみやつちまつり）が執り行われる。神畔の田宮に赴き、竹数本を田に立て、竹の上を縄で結び、神木を立て、稲一束・黍・酒・御幣などを供え、神官が祝詞を捧げるという儀礼であった。

9月9日は、重陽の節句にあたるが、この日、神への捧げ物である荷前（のさき）の費用を出す田（荷前田）を耕作する百姓らが、鯛30を荷前とし

19) これは、民間における「荒田打ち」という農作業の一つを神事化したものである。

20) 「早上り」とも書き、さなぶり・さのぼりとも言う。田植えにあたり、田の神を降ろし、収穫までの無事を祈る神事。

て神に捧げる。

また同じ月に、「御穂上御祭」（みほあげのおんまつり）がある。収穫された稲穂を神畔の田宮に運び、「御穂木」（みほぎ）というものを神前に立てる。その御穂木を葦で包み、さらにその上に菰をまき、神に荷前として献じ、祝詞を捧げるのである。ここで献じられた穂は、年末に行われる相嘗祭（あいんべのまつり）で使用する神酒（みき）を作るために使われる。この日「静火御祭」（しずひのおんまつり）も同時に行われ、その年初めて新米が食される。

9月26日には、日前宮の支配所領である各郷の百姓らも参加する大規模な祭礼「臨時御祭」が開催される。栈敷が作られ、流鏝馬や田楽、舞楽、相撲、散楽（猿楽）などの芸能が行われる収穫後の秋祭りであった。この祭りの各種役割分担は、郷ごとに負担が決まっていた。

4 年末の祭礼

10月は農耕に関する儀礼はなく、11月に入って近隣の神社の祭礼がある。山東荘にある伊太祁曽神社²¹⁾へは、荷前として米2石2升を捧げ、上旬の酉の日に、和佐荘高大明神に参詣、堰目代をはじめ、神官らが荷前として餅を捧げて祝詞を述べ、里神楽や饗膳などが行われる。この11月は、年末の大祭である相嘗祭が下宮（日前宮）から始まる。11月3日に相嘗祭で使用する盃が作られ、9日には、「御穂下祭」（みほおろしのまつり）が行われる。これは、9月の収穫時に上げられた穂を下ろす行事であり、ここから酒造が始まる。11日に麴が合わせられ、13日に白酒を、また吉日を選んで黒酒が作られるという手順で順次進められていく。

12月は上宮（国懸宮）での相嘗祭である。下宮と同様、上旬に盃作りから麴合わせを行い、中旬ごろに、「御酒水迎」（みきみずむかえ）が行われ

21) 伊太祁曽神社は「延喜式神名帳」に日前宮について記される神階の神である。この伊太祁曽神も高大明神と同様、紀伊国の開発神話をもつカミであり、この点も検討する必要があるが、それは今後の課題としておきたい。

る。深夜に、下級神官である神人らが、正月と同じく直水谷（なおみがたに）へ深夜に水を取りにいくのである。なお、下宮の酒は社内の井水を使用している。

上宮の酒造は、神畔の田宮に神官らが赴き、稲穂をとって、臼に入れて搗くことで作られており、田宮における農耕神事はこれが1年の締めくくりとなる。そこで作られた酒は、専女御前を祀る御多氣殿（忌殿）²²⁾に捧げられる。

この相嘗祭の最中に、惣官（神主）はじめ、神官らは、日前宮領の水辺で解除（げじょ）＝祓を行ふ。その場所は、須々丸（すずまる）・和歌浦・吉田河原・紀三所河原などであった。

このように、日前宮の年中行事には、ほぼ1年を通じて農耕儀礼が行われていることが確認できた。用水の支配者として、また名草郡の有力なカミとして、さまざまな側面をもつ日前宮が最も根幹としていたのは、百姓らを統合する論理を持ちうる農耕儀礼であった。そしてこうした農耕儀礼を1年間の年中行事として儀礼化しつつ、支配―被支配の関係が確認されていったものと考えられる。

そうした中であって常に水が重要な役割を果たしていることも明らかになった。用水の溝浚えから始まり、苗作り・田植え・収穫などいずれの時期をとっても水は不可欠なものであると共に、捧げ物としての神酒もまた節目の行事ごとになければならないものであった。

5 神饌と神

ここまでの検討を踏まえて行事ごとによく現れる捧げ物＝神饌について、その特徴を確認しておきたい。

22) 御多氣殿・忌殿は、多くの神社にある炊殿に相当するものであろう。農耕の神を祭り、神饌を捧げる空間であったと考えられる。

加工品	平餅・膾（なます）・酒（清酒・白酒・黒酒）・干鮭・干魚
水産物	鮎・鯉・鰹・和布（わかめ）・牡蠣・海鼠（なまこ）・小鯛・蛤・鯛・鱧
農作物	稲穂・米・栗・柿・柑子（かんじ）・橘・胡瓜・瓜・桃・李（すもも）

神饌（しんせん）は、神に捧げる食物のことであるが、これらは、神に捧げるとともに、人も食べるという行為が一連のものであったとされる。上賀茂の事例などと比較するとよく分かるが、海産物などについては、とくに特徴的にその地の産物が中心となっており、地域の神に地域の産物を捧げるという性格を持っていたことが分かる²³⁾。

日前宮の場合は、農作物が多く捧げられる一方で、水産物・加工品で海や川からとれたもの、あるいは水を利用して造られた酒などがよく登場する。日前宮の周りを見渡すと、北側に紀ノ川、その紀ノ川から南東へ引き入れた宮井用水、さらに西側には和歌浦湾を中心とした海が広がっており、支配領域は農耕地帯である平野部から西の和歌浦湾にまで至っている。日前宮のカミは、農耕神であると同時に、河海の神、漁業神としての性格も持っていた。この二つの性格は、もともと日前宮のカミが保有していたものではなく、段階的に獲得していったものであると考えられる。そもそも宮井用水の開発神話に関わる農耕神であった日前宮のカミは、中世的な荘園領主に転換を遂げる過程で、海をも含む広大な所領を領有することとなり、その段階で漁業神・海の神としての性格を備えるようになったものであろう²⁴⁾。いずれにせよ、この捧げ物が地域のカミとしての日前宮の性格をよく表しているのである。

23) 宇野日出生「祭祀と神饌」（大山喬平監修『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、2006年）。

24) 日前宮の農耕神・河海神（漁業神）としての性格については、拙稿「紀ノ川河口部における神事と地域社会秩序—日前国懸神宮年中行事を素材に」（『日本史研究』529号、2006年）で言及したことがある。

三 水・祭祀・景観

ここまで日前宮の年中行事に見える水に関わる儀礼などをとりあげつつ、日前宮のカミについてその性格を検討してきた。さきほどの日前宮年中行事もそうであるが、多くの神社で執り行われる年中の神事を見ると、しばしば神社そのものの境内地を越えて、周辺地域に神輿（みこし）が行幸する地点（御旅所）が設定されることや、神事にまつわる儀礼空間が境外地、あるいは領主を異にする地域にも存在する場合がある。こうした神事を媒介に形成される空間は日本の中世的土地所有の領域を横断して一つの地域を創出することにつながる。これらの空間構造は可視化することが可能であり、そこに何らかのパターンを見出すこともできるのではないかと考える。ここではとくに水と農耕の二点に着目し、どのような空間構造的特質がそこから見出せるのかを一、二の事例から考えてみたい。

1 七瀬祓（ななせのはらえ）

類例は少ないが、農耕以外の水に関わる神事として七瀬祓がある。この行事は陰陽師によって執り行われていたことから、道教など大陸思想の影響が考えられるが、現時点ではその由来などについて不明な点が多いものである。これまで史料上確認し得たのは、平安時代以降の朝廷・鎌倉幕府・日前宮の三例である。

平安時代の朝廷においては河合（下賀茂）・耳敏川（朱雀門前）・松ヶ崎（松ヶ崎）・石影（紙屋川）・東滝（北白川）・西滝（鳴滝）・大井川（大堰川＝桂川）の七つの水辺で陰陽道をつかさどる人々が行っており、鎌倉幕府でも、由比ヶ浜・金洗崎・固瀬川（片瀬河）・六連（六浦）・柚河・江ノ島・龍穴の七箇所を祓所（はらえど）を設定し、炎旱・水害などの自然災害が起こった際にそれらの災厄を祓うために行われていた²⁵⁾。朝廷および幕府の

25) 幕府の七瀬祓については『吾妻鏡』にしばしばその執行が確認される。

七瀬祓が行われたのは、都市をめぐる水辺であった。

日前宮の場合も、日前宮領内の池や川などの水辺を七箇所祭祀空間として設定し、そこで祓を行っていた。①納良瀬（新内郷）、②野々辺戸（吉田郷）、③蓑嶋（黒田郷）、④千寿河原（他領直川郷）、⑤溝内（秋月郷）、⑥直水谷（忌部郷東之山足）、⑦芝原池（芝原郷端良方向）の各所がその祓所となっており、日前宮の神主である国造が代替わりした際に一度だけ行われるものであった。

日前宮をめぐる七箇所は、日前宮領だけでなく他領に及ぶ地域に展開していた。これらは、いずれも都市的空間の境界に位置する場所であり、それがひとつの地域的、領域的なまとまりをもっていたものと考えられる。

こうした呪術的な儀礼における水は、日本における「ケガレ」という觀念に基づいた「ハラエ」「キヨメ」の機能を期待された聖なるものとして認識されていたのではないだろうか。またこうした觀念にもとづいて、とくに地域の境界に位置する川や海、池、沢などのポイントが定められ可視化することのできる聖なる空間を形成していたのである。

2 村のカミ——紀伊国名草郡和太荘の事例

ここまでは名のあるカミについて見てきたが、ここでは、もう少し小規模でより一層民衆に近い存在であった郷・荘や村規模のカミの存在形態を、日前宮の南に位置する和太荘の事例から見ていきたい。

和太荘は、和歌浦湾からの塩水を防ぐ塩堤工事を行い、塩水の遡上する和太川の川底に樋を通して北からの宮井用水を導水することで開発された土地である²⁶⁾。

和太荘のカミ（鎮守）中言神社（なかごとじんじゃ）【図8】は、伝承では名草彦（なぐさひこ）・名草比売（なぐさひめ）の二神を祀るとされている

26) 大治2年8月17日 紀伊国在庁官人等解案（「林峯之進家文書」『和歌山市史』4巻、平安時代—190号）。

る。9世紀（平安時代初期）ごろに成立した『先代旧事本紀』²⁷⁾によると「大己貴命（おこなむちのみこと）六世（むつよ）の孫（すえ）豊御氣主命（とよみけぬしのみこと）、紀伊国（きいのくに）名草姫（なぐさひめ）をもって妻とし、一人の男（みこ）を生みます」とある。これは9世紀段階に国家的神話のなかに各地の神々をとりこんでいくなかで性格づけられたものであると考えられるが、少なくとも名草郡域で比較的広範信仰されていた神であったことは間違いない。

ここで注目したいのは、こうした郡規模で広く信仰を集めたカミに対して、村レベルで完結する信仰の広がりをもつカミである。この和太荘には「弁才天」と人びとが呼んでいる小さな祠が田圃のなかの小高い島状になった地に現在も祀られている²⁸⁾。江戸時代に編纂された紀伊国の地誌『紀伊続風土記』²⁹⁾によると、毎年9月8日の祭礼日には中言神社から神輿が渡御したとされる。

弁才天は、そもそも異国の神であり、大陸を経て日本に入ってきたのであるが、日本の神話における「イチキシマヒメ」神と同一視されて現在に至っている。問題となるのは、日本において農耕に従事し、実際に弁才天を信仰していた人びとが、その神をどのように認識していたかである。近年実施した聞き取り調査では、地域の人は弁才天を祀る場所を「シマ（島）」と呼んでおり、これはその場所が島状地であることに由来する。また弁才天は「水の神」として祀られているという。平安時代の荒野開発によって、耕作可能となったこの地域にとっては真水のあることが重要であり、それ

27) 『先代旧事本紀』は、国家が編纂した歴史書で、平安時代初期の大同2年（807）以降に成立したものとされる。神代から推古天皇までの時代の歴史を記し、『日本書紀』など神話を含む歴史書を参考にして書かれている。『国史大系』第7巻に所収。

28) 海津一郎編『和歌山平野における荘園遺跡の復元研究—中世日前宮領の研究—』（平成15～17年度科学研究費補助金研究成果報告書、課題番号15520403、2006年）。

29) 『紀伊続風土記』は、19世紀初めの天保10年（1839）に成立した紀伊国の地誌。紀州藩（現・和歌山県）の儒学者であった仁井田好古が幕府よりの命令によって編纂にあたり、紀伊国の風俗・歴史・産物などさまざまなことを書き記した書物。

ゆえに一層水の神への信仰が深まったのかもしれない。

この名もないような村のカミは、荘園のカミ（あるいは名草一郡のカミ）である中言神社のカミとは、一見関わりが希薄であるかのように思われるが決してそうではなく、密接に関わっていたのである。中言神社と弁才天を地図上で確認してみよう【図9】。ほぼ直線で結ぶことのできる位置関係にある中言神社と弁才天が確認できる。これもまた農耕を維持するための聖性をもつ空間であると言えよう。弁才天が果たしていつごろからあったのかは定かではないが、民衆にとってどちらが重要であったかといえば、おそらく、水を司り田圃の中心に位置した弁才天だったのではあるまいか。弁才天が祀られるようになったのは、時期的に考えると大治2年（1127）の開発以降であろうから、中言神社よりも後発の神であるが、問題は農民たちにとっての重要性である。こうした神は開発や生業の変化、そしてさまざまな歴史的变化過程の中でその役割や性質を変えていくのである。

いずれにしても、生業の密接に関わるカミが新たに生まれることで、それ以前から存在したカミとの間に何らかのつながりが生成される。そうした関係が今度は神事などを通じて体系化されるようになると、新たな空間的つながりが生み出されるようになるのである。このように、水と生業を媒介にして一つの地域や空間構造が形成されたことが中世日本の地域結合にどのような影響を与えたのかについては、さらなる考察が求められるところである。

おわりに

これまで水をめぐる日本中世の信仰のあり方を、とくに神社と農業とのかかわりから見てきた。そのなかで神への信仰が日常的な生活と不可分に結びつく素朴な本質をもっていたことと、それを儀礼化し統合することで支配しようとする国家・領主の側の運動が複雑に絡み合って、中世の神に対する信仰が存在していたことが明らかになったと思う。

それはたとえば、水の生業に関わる側面を中心に見た場合に、腑分けすることが可能になるものであって、列島社会における神への信仰は高度に象徴化され、概念化された神道理論や国学的な神の理解では見えてこないのである。

ただし、水そのものの聖性に関する中世人の心性については、未だ解明できていな部分も多い。農業以外でも水が聖性をもつ事例は多く確認できる。たとえば、中世の民衆闘争の典型とも言える一揆が結成される際、民衆が地域の神社に集会し、誓約書である起請文を書き、それを焼いて神水と呼ばれる水に入れて皆で飲んだという、「一味神水」³⁰⁾の儀式は、あまりに有名な行為であるし、裁判の際に行われる湯起請という行為もまた神前で身の潔白を表明する際に行われた呪術的な信仰を伴う儀式としてあった。

さらに中世社会における人びとの（とくに中央の貴族を中心にした）観念であるケガレをハラい、キヨめるという作用も水には期待されていた。これらの信仰に基づく水の聖性観念については今後の課題としておきたい。

30) 代表的な研究として、入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』（東京大学出版会、1986年）や、峰岸純夫『中世社会の一揆と宗教』（東京大学出版会、2008年）などがある。



【図1】

ベース国土地理院 50,000分の1地形図



【図2】 上賀茂神社境内図

岡田米夫『日本史小百科神社』

(東京堂出版、1993年)



【図3】

ベース国土地理院 25,000分の1地形図
(電子国土)



【図4】

ベース国土地理院 25,000分の1地形図
(電子国土)



【図5】

ベース国土地理院 25,000分の1地形図
(電子国土)



【図6】

ベース国土地理院 25,000分の1地形図
(電子国土)



【図7】

ベース国土地理院 25,000分の1地形図 (電子国土)



【図8】
『紀伊国名所図会』より



【図9】
ベース国土地理院25,000分の1地形図
(電子国土)